

衆議院議長 様
参議院議長 様

すべての学校図書館へ、専任・専門・正規の学校司書の配置を求める署名

学校図書館は、児童・生徒にとって、一番身近な図書館です。学校図書館をよりよく利用することで、読書の習慣が身につく、調べかたの技術が身につくなど、多くの教育効果が期待できます。

学校図書館には、子どもたちの興味関心に即した図書を揃え読書活動を支援すること、教科の学習や特別活動に関連した図書を揃え調べ学習やHR活動など教職員の教育活動に資すること、子どもたちが休み時間や放課後に安心して居られる場所として機能することなどが求められます。

学校図書館がその機能を発揮するためには、十分な図書費や優れた環境の施設が必要ですが、同時に専任・正規の専門職員の配置が不可欠です。

1997年の学校図書館法「改正」を受けて、2003年以降、司書教諭が発令されていますが、制度そのものが形骸化しています。

学校司書は図書館の専門職です。子どもたちの読みたい本や学習に必要な図書資料を選択し、利用しやすいように分類・データベース化をおこないます。また、児童生徒および教職員など利用者に、適切な図書を提供できるよう、ガイダンスやレファレンスを行います。さらに広報、展示、特設コーナーをつくるなど、学校図書館の運営全般に係わる職務を担います。学校司書が配置されてこそ、学校図書館を教育活動に活かすことができます。

現状では、学校司書の配置は自治体によりまちまちです。ほとんど配置のない青森県から全配置に近い沖縄県までかなりの格差があります。法制化することで、全国のいずれの学校に学ぶ児童生徒、教職員も同じような水準の学校図書館を享受することができます。2010年の国民読書年に向けて、学校図書館の充実と全国的な標準化のために、下記の事項を実現してください。

記

1. 学校司書を法制化すること。
2. すべての学校図書館に専任・専門・正規の学校司書を配置すること。

取り扱い団体 日本高等学校教職員組合
()